

農業後継者として **親元等就農** する人を支援します！

令和8年度 明日の農業者チャレンジ支援事業



認定農業者の後継者として新たに就農する人に、給付金を給付します。

対象者

次の1～3のすべてを満たす親元等就農者

- 1 50歳未満の市内在住者
- 2 認定農業者の親族であるもの
- 3 令和6年4月1日以降に就農した人

給付要件

次の要件をすべて満たすこと

- 1 年間農業従事日数が150日以上
- 2 経営協定の締結
- 3 就農先の親等の前年総所得が400万円未満
- 4 生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと
- 5 市税の滞納がないこと

給付額・給付期間

1人あたり 60万円／年

(夫婦就農の場合は、1組あたり 90万円／年)

初回申請日より最長2年間給付

申請受付期間

令和8年6月22日(月)～7月31日(金)

申請手続きの流れ

(1) 給付申請書類の作成

- ① 給付申請書の作成
- ② 年間就農計画の作成
- ③ 要件を確認できる書類の準備

・就農日を証明できるもの
・家族経営協定書の写し
・親元等との関係が分かる書類(戸籍等)
・親元等の農業経営改善計画の写し
・親元等の所得証明書
・本人の納税証明書 など

(2) 提出先

唐津市役所農政課 で受け付けます。
(各市民センターでは、申請書の受付のみ行います)

(3) 給付の決定

申請内容を審査し、市の予算の範囲内で採択し、給付を決定します。

※優先順による採択とする
場合もあります。



お問い合わせ先

申請に必要な書類の内容など、詳しくはお問い合わせください。

(様式は、唐津市役所農政課にあります。)

唐津市役所 農政課

TEL: 72-9128 / FAX: 72-9241

E-mail: nousei@city.karatsu.lg.jp

※この事業は、全国のみなさまから贈られた「ふるさと納税」を活用して実施しています。